

被災された事業主のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告・納付についてのお知らせ～

1. 労働保険料・一般拠出金の申告・納期限の指定についてのお知らせ

以下の対象地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の申告・納付についての期限を延長していましたが、その申告・納期限については、以下のとおり決定されました。

【対象地域】

富山県 全域

石川県 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、
野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、
羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

【延長後の申告・納期限】

令和6年7月31日（水）

【対象となる労働保険料など】

令和6年1月1日から令和6年7月30日までに申告・納期限が到来する
労働保険料・一般拠出金

- ※ 申告の手続は、上記期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。
- ※ 石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町・能登町
については、今後別途決定されます。

2. 納付の猶予 ※申告手続と合わせて、申請が必要です

令和6年能登半島地震により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。

【対象地域】すべての地域で申請可能

【要件】事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

- ※ 1 保険料を免除するものではありませんのでご注意ください。
- ※ 2 通常の手続に合わせて、猶予の申請が必要です。
- ※ 3 指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまは、まず「1. 申告・納期限の延長」をご利用いただいた後、損失の状況により、納付の猶予制度をご利用いただける場合もあります。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/yuuyo.html



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]にお尋ねください。